

平成15年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成10年(ワ)第30308号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成15年7月4日

判 決

東京都東村山市萩山町五丁目6-19-507

原 告 矢 野 穂 積

東京都東村山市諏訪町一丁目2番地7

原 告 朝 木 大 統

同所

原 告 朝 木 直 子

上記3名訴訟代理人弁護士 中 田 康 一

訴訟復代理人弁護士 竹 下 博 徳

東京都新宿区若葉一丁目22番15号 離宮ハイム501号

被 告 株式会社月刊タイムス社

代表者代表取締役 何 明 棟

同所

被 告 香村啓文こと

何 明 棟

埼玉県狭山市入間川一丁目18-12

被 告 宇 留 嶋 瑞 郎

上記3名訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊 之

東京都東村山市諏訪町二丁目15番地64

被 告 戸 塚 節 子

訴訟代理人弁護士 木 村 峻 郎

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告 東 京 都

代 表 者 知 事	石 原 慎 太 郎
指 定 代 理 人	江 村 利 明
同	藤 本 清 孝
同	山 口 紀 浩
同	大 橋 健 晴

主 文

- 1 被告株式会社月刊タイムス社及び同何明棟は、原告矢野穂積に対し、連帯して30万円及びこれに対する平成11年1月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社月刊タイムス社及び同何明棟は、原告朝木大統及び同朝木直子に対しそれぞれ、連帯して20万円及びこれに対する平成11年1月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社月刊タイムス社、同何明棟及び同宇留嶋瑞郎は、原告矢野穂積に対し、連帯して30万円及びこれに対する平成11年1月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告株式会社月刊タイムス社、同何明棟及び同宇留嶋瑞郎は、原告朝木大統及び同朝木直子に対しそれぞれ、連帯して20万円及びこれに対する平成11年1月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告らの被告株式会社月刊タイムス社、同何明棟及び同宇留嶋瑞郎に対するその余の各請求、並びに同戸塚節子及び同東京都に対する各請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用のうち、原告らに生じた費用の2分の1並びに被告株式会社月刊タイムス社、同何明棟及び同宇留嶋瑞郎に生じた費用は、これを100分し、その70を原告らの、その12を被告株式会社月刊タイムス社の、その12を同何明棟の、その6を同宇留嶋瑞郎の各負担とし、原告らに生じたその余の費用並びに被告戸塚節子及び同東京都に生じた費用は、原告らの負担とする。

7 この判決は、第1項ないし第4項及び第6項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告株式会社月刊タイムス社，同何明棟，同戸塚節子及び同東京都は，原告矢野穂積に対し，連帯して200万円及びこれに対する平成11年1月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社月刊タイムス社，同何明棟，同戸塚節子及び同東京都は，原告朝木大統及び同朝木直子に対しそれぞれ，連帯して50万円及びこれに対する平成11年1月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社月刊タイムス社，同何明棟，同宇留嶋瑞郎，同戸塚節子及び同東京都は，原告矢野穂積に対し，連帯して100万円及びこれに対する平成11年1月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告株式会社月刊タイムス社，同何明棟，同宇留嶋瑞郎，同戸塚節子及び同東京都は，原告朝木大統及び同朝木直子に対しそれぞれ，連帯して50万円及びこれに対する平成11年1月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告株式会社月刊タイムス社，同何明棟，同戸塚節子及び同東京都は，原告らに対し，連帯して別紙1記載の謝罪広告を，別紙3記載の条件で掲載せよ。
- 6 被告株式会社月刊タイムス社，同何明棟，同宇留嶋瑞郎，同戸塚節子及び同東京都は，原告らに対し，連帯して別紙2記載の謝罪広告を，別紙3記載の条件で掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は，原告らが，平成8年1月10日付けで発行された雑誌「月刊タイムス」平成8年2月号（以下「本件雑誌」という。）に，「「自殺」で潰えた学会謀略説の根拠」との見出しが付された記事（以下「本件記事1」という。）

及び「すべては万引き事件に始まった」との見出しが付された記事（以下、この記事を「本件記事2」といい、本件記事1と2を併せて「本件各記事」という。）を掲載されたことにより、原告らの名誉を毀損されたとして、本件雑誌を発行した被告株式会社月刊タイムス社（以下「被告会社」という。）、本件雑誌の編集兼発行人である被告何明棟（以下「被告何」という。）、本件記事2の執筆者である被告宇留嶋瑞郎（以下、被告宇留嶋瑞郎を「被告宇留嶋」といい、被告会社、被告何及び被告宇留嶋を併せて「被告会社ら」という。）、本件各記事にその発言が引用されたと原告らが主張する被告戸塚節子（以下「被告戸塚」という。）、及び本件各記事にその発言が引用されたと原告らが主張するところの、本件雑誌発行当時警視庁東村山警察署（以下「東村山署」という。）副署長であった千葉英司（以下「千葉副署長」という。）が所属する警視庁を所管する被告東京都に対し、連帯して（ただし、被告宇留嶋は本件記事2についてのみ。）、不法行為（被告東京都に対しては国家賠償法1条1項）に基づき、雑誌「月刊タイムス」への謝罪広告の掲載並びに本件記事1につき総額で300万円、本件記事2につき総額で200万円の慰謝料及び上記各金員に対する不法行為の後である平成11年1月27日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告ら

(ア) 原告朝木大統（以下「原告大統」という。）は、亡朝木明代（以下「亡明代」という。）の夫であり、亡明代は、昭和62年以降3期連続で東京都東村山市議会議員（以下「東村山市議会議員」という。）に当選し、平成7年9月の死亡時においても現職の東村山市議会議員であった。

原告朝木直子（以下、原告朝木直子を「原告直子」といい、原告大統と原告直子を併せて「原告朝木ら」という。）は、亡明代の長女であり、平成7年に行われた選挙で東村山市議会議員に当選した者である（甲3）。

(イ) 原告矢野穂積（以下「原告矢野」という。）は、亡明代や原告直子とともに「草の根グループ」と称されるグループにおいて活動し、平成7年に東村山市議会議員に当選した者である（甲3）。

イ 被告ら

(ア) 被告会社は本件雑誌の発行所である。被告何は、被告会社の代表取締役（通称「香村啓文」）であって、本件雑誌の編集兼発行人であり、亡後藤文雄（以下「亡後藤」という。）は本件記事1の執筆者であり、被告宇留嶋は本件記事2の執筆者である。

(イ) 被告戸塚は、東京都東村山市本町二丁目3番地20所在の洋品店スタイル（以下「スタイル」という。）を経営する者である（丙1）。

(ウ) 被告東京都は、警視庁を所管する地方公共団体であり、千葉副署長は、平成7年2月から平成9年9月までの間、東村山署の副署長を務めた者である（甲5）。

(2) 平成7年6月19日午後3時20分ころ、被告戸塚は、東村山署東村山駅前交番（以下「駅前交番」という。）に勤務していた警察官に対し、亡明代にブラウスを万引きされた旨の届出をした（甲5）。

そこで、東村山署は、亡明代を被疑者とする窃盗被疑事件（以下「本件窃盗被疑事件」という。）を立件し、亡明代を3回にわたり取り調べた後、同年7月12日、同事件を東京地方検察庁八王子支部の検察官に送致した（甲5）。

(3) 亡明代は、平成7年9月1日夜、東村山駅前にある東京都東村山市本町二丁目4番地63所在の6階建てマンション「ロックケープハイム」（以下「本

件マンション」という。)の5階と6階の間の非常階段から地上に転落し、翌2日午前1時ころ、防衛医科大学校病院において、多発外傷に基づく出血性ショックを主体とする外傷性ショックにより死亡した(甲5。以下、この事件を「本件死亡事件」といい、本件窃盗被疑事件と本件死亡事件を併せて「本件各事件」という。)

- (4) 本件雑誌は、平成8年1月10日付けで発行され、同誌には別紙4の争点整理表(以下「別表」という。)摘示事実欄記載の事実が記載された別紙5のとおりの本件記事1(甲1の1)及び別紙6のとおりの本件記事2(甲1の2)が掲載された。

2 争点

- (1) 本件各記事による原告らの社会的評価の低下の有無(被告ら共通の争点)

(原告らの主張)

本件各記事は、別表のとおり、摘示事実欄記載の事実を摘示することにより、社会的評価の低下欄記載のとおり原告らの社会的評価を低下させた。

(被告会社らの主張)

本件各記事が原告らの名誉を毀損したとの主張に対する反論は、別表認否欄記載のとおりである(なお、被告宇留嶋は本件記事2についてのみ主張するものである。)

また、本件雑誌が発売された当時、本件窃盗被疑事件の犯人であるとされた亡明代は死亡していたのであり、原告朝木らが本件各記事によって自らの社会的評価が低下したと考えたとしても、亡明代の意思を確認できない以上、被告会社に対して責任を問うべきではない。

さらに、原告矢野及び同直子は、本件雑誌が発売された当時、公職についていたか、公職の候補者であったのであるから、摘示事実が明らかに虚偽であったり、ことさらに下品で侮辱的なものでない限り、それを社会から受ける客観的評価として受忍すべきである。

(被告戸塚及び被告東京都の主張)

争う。

- (2) 本件各記事の内容が真実か、又は被告会社らにおいて本件各記事の内容が真実であると信じるにつき相当な理由があったか否か（被告会社らの責任の有無。なお、被告宇留嶋については本件記事2についてのみ関係するものである。）。

(被告会社らの主張)

ア 本件各記事は、地方議会議員の地位にあるか、又は公職の立候補者であった亡明代、原告直子及び同矢野の政治活動に対して正当な批判を加えたものであって、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的でなされたものである。

イ そして、別表抗弁欄記載のとおり、本件各記事において事実を摘示した部分は、当該摘示事実が真実であるか、又は被告会社らにおいて当該事実を真実であると信じるにつき相当な理由があり、また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明をした部分は、前提事実が真実であるか、又は被告会社らにおいて当該事実を真実であると信じるにつき相当な理由があるため、いずれも不法行為は成立しない。

(原告らの主張)

別表原告反論欄記載のとおり、被告会社らの主張は争う。

- (3) 被告戸塚の不法行為責任の有無

(原告らの主張)

別表の本件記事1の⑥ア、イ及び本件記事2の②ア、イ、③アないしウ、キ、ケ、⑥エは、被告戸塚の発言を引用したものであるから、同人は本件各記事による原告らの名誉毀損につき不法行為責任を負う。

(被告戸塚の主張)

ア 被告戸塚は、亡後藤から本件窃盗被疑事件について取材を受けたことは

なく、亡後藤に対し、本件各記事において、原告らが主張する箇所に記載されたような内容の発言をしたこともない。

イ 被告戸塚は、本件窃盗被疑事件以前から、亡明代の選挙ポスターの写真を見たり、しばしば亡明代の事務所の前で、同人の姿を見掛けていたことから、亡明代の人相及び体格を熟知していた。

そして、被告戸塚は、防犯ミラーに写っている犯人がステイルに入店してから立ち去るまでの様子を注視していた上、店を出た犯人を直ちに追走し、犯人と対峙し押し問答をしたが、その際にも、犯人の人相及び体格を明確に認識し、犯人が亡明代であると確信したのである。さらに、本件窃盗被疑事件の現場に居合わせた他の目撃者も、犯人が亡明代であると認めたのである。

また、被告戸塚が目撃した犯人は、グリーングレー（白灰色がかった薄い緑色で、白っぽいもの）のパンツスーツに、黒のチャイナ風のブラウスを身に付け、黒っぽいバッグを所持していたが、それは、本件窃盗被疑事件の発生した日に、北海道拓殖銀行東村山支店（以下「本件支店」という。）の防犯ビデオに写っていた亡明代の服装に酷似していた。

したがって、仮に本件各記事が原告らの名誉を毀損したとしても、被告戸塚が発言した内容は、上記の根拠に基づき真実であるから、被告戸塚の行為は違法性を有するものではない。

(4) 被告東京都の不法行為責任の有無

(原告らの主張)

別表の本件記事1の⑦イ、⑧アないしカ、ク、及び本件記事2の①アないしウ、③エ、オ、⑤ウは、本件雑誌が発行された平成8年1月までになされた千葉副署長の発言を引用したものであるから、同人の所属する警視庁を管轄する被告東京都は、本件各記事による原告らの名誉毀損につき不法行為責任を負う。

(被告東京都の主張)

ア 千葉副署長による各広報は、東村山市議会議員としての公的地位を有する亡明代の犯罪行為及び死亡という公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的で、それまでの捜査結果に基づいて行われたものであって、何ら違法な点はない。

すなわち、千葉副署長は、東村山署の広報担当官として、本件窃盗被疑事件については検察官に送致した段階で、本件死亡事件については初期捜査を終え事件性について検討した段階で、いずれも広報案文に基づいて、本件各事件の捜査進行状況についての客観的事実経過を広報したものであり、本件各事件につき実施された捜査の内容、各広報時点で把握できていた状況証拠等の客観的状況からみても、各広報は、千葉副署長の職務行為として適法かつ妥当なものであって、何ら違法な点はない。

イ また、千葉副署長は、被告会社の記者が本件各記事の執筆をする際に行おうとした取材には応じておらず、被告会社らの主張によれば、本件各記事のうち原告らが千葉副署長の発言を引用したと主張する部分は、本件各記事が掲載されるまでに他のマスコミが記事にしていた千葉副署長の広報内容をもとに文章化したものにすぎない。

よって、仮に本件各記事が原告らの名誉を侵害するものであったとしても、被告東京都が賠償責任を負うものではない。

(5) 原告らの損害の有無及び程度 (被告ら共通の争点)

(原告らの主張)

被告会社は、原告らの名誉を毀損する本件各記事を掲載した本件雑誌を3万部発行し、日本全国の書店において1部520円で販売した。

原告らは、これにより各自の名誉を毀損された上、多大なる精神的損害を被ったものであるところ、原告らが被った精神的損害を、金銭に換算すれば、原告ら総額で、本件記事1については300万円を下らず、本件記事2につ

いては200万円を下らない上、被告らの不法行為の違法性の強さを考慮すれば、原告らの名誉権に対する侵害を救済するためには、損害賠償に加え、雑誌「月刊タイムス」に別紙1及び2の謝罪広告を掲載することが不可欠である。

(被告会社らの主張)

争う。なお、雑誌「月刊タイムス」は、公称発行部数が3万部であるが、実際の発行部数はこれよりも少ないものである。

(被告戸塚及び被告東京都の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

ある記事の意味内容が、他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事全体の趣旨、目的等諸般の事情を総合的に斟酌した上で、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである。

そこで、以下、別表の各摘示事実が、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、原告らの社会的評価を低下させるか否かについて検討する。

(1) 本件記事1

以下、便宜上、本件窃盗被疑事件に関係する摘示事実⑤、⑥、④、⑦、本件死亡事件も関係する摘示事実⑧、原告矢野の言動に関する②、①、③の順に検討する。

ア 摘示事実⑤及び⑥

摘示事実⑤及び⑥は、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったという事実を摘示するものであり、亡明代の社会的評価を低下させるものであると認められる。なお、摘示事実⑥は、亡明代が本件窃盗被疑事件を犯したこと及び複数の目撃者がいたことを記載しているが、目撃者がいたとの記載によって、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったとの印象が強固に

なることはあっても、摘示事実⑥が一般人に与える印象のうち、社会的評価を低下させるような印象としては、上記のとおり、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったことに基づく社会的評価の低下という限度にとどまるというべきである。

そして、ある者の社会的評価が低下させられた場合に、それだけで直ちにその配偶者や親子等の近親者の社会的評価が低下させられたとはいえないが、本件窃盗被疑事件に関していえば、亡明代が現職の市議会議員という公職の地位にあることもあって、社会的な関心も高く、広く報道されていた上に、原告ら側が、本件雑誌が発売される以前から、亡明代は本件窃盗被疑事件とは無関係であるとの発言をしたとの報道が週刊誌等でなされていたこと（甲9、13、21、乙6の2及び3、7、14、15の2、19）との関係から、摘示事実⑤及び⑥は原告ら側の同発言が虚言であるというに等しいことも考え併せると、摘示事実⑤及び⑥は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、亡明代の配偶者と長女である原告朝木らの社会的評価をも低下させるものと認められる。

イ 摘示事実④

摘示事実④は、摘示された噂の内容であるところの、亡明代が万引きの常習犯であったという印象を一般読者に与えるものであり、前記アと同様の理由により、亡明代のみならず、原告朝木らの社会的評価をも低下させるものと認められる。

ウ 摘示事実⑦

本件雑誌においては、摘示事実⑦イの事実の摘示に先立ち、亡明代がアリバイを主張してその裏付け資料も提出したが、そのアリバイが真実ではなかったとの記載があり、摘示事実⑦はそのことをとらえて「偽証」という語を用いているものであるところ、その「偽証」に一役買ったのが原告矢野であるとの記載がされていること、「偽証」とは、犯罪を構成するも

のとしては「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述を」することであるが（刑法169条）、一般的には、必ずしも刑法上の偽証罪に該当する行為をしたという意味にとどまらず、単に事実と異なる陳述又は証明をするという広い意味を有すると解釈されている場合があることを併せ考えると、摘示事実⑦は、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与するという違法行為を犯したという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものと認められる。

エ 摘示事実⑧

本件記事1は、亡明代が本件窃盗被疑事件の被疑者として取り調べを受け、その際に、同人が原告矢野の関与のもとに主張していたアリバイは虚偽であることが判明した旨の記載に続き（摘示事実⑧ア）、亡明代は検察庁に出頭すべき日の4日前に飛び降り自殺をした旨の記載がされ（摘示事実⑧ク）、さらにその後、亡明代の検察庁への出頭は、それにより同女に対する本件窃盗被疑事件の容疑が固まる可能性が高いため、亡明代にとって大変な重荷になる旨の記載がされ、随所に警察が本件死亡事件は自殺であると断定した旨の記載がされている（摘示事実⑧イないしカ）という構成になっていることに照らせば、摘示事実⑧は、亡明代が、原告矢野の関与のもとに主張していたアリバイも虚偽であることが判明したため、本件窃盗被疑事件を苦に自殺したことが明らかになったとの印象を一般読者に与えるものであると認められる。

そして、自殺は生を全うすることなく自ら命を絶つものであり、それに対して否定的な印象を持つことの当否は別としても、一般に自殺は自殺者の人格、気質等に対して否定的な印象を与えやすいものであることは否めず、さらに、アリバイ工作が崩れ、本件窃盗被疑事件を苦に自殺したとすることによって、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であることが強固に裏付けられたとの印象を読者に与えることになるものであるから、摘示事実

⑧は、亡明代の社会的評価を低下させるものであると認められる。

そして、前記アで判示したとおり、ある者の社会的評価が低下させられた場合に、それだけで直ちにその配偶者や親子等の近親者の社会的評価が低下させられたとはいえないとしても、本件死亡事件については、亡明代が現職の市議会議員という公職の地位にあることもあって、社会的な関心も高く、広く報道されていた上に、原告らが、本件雑誌が発売される以前から、亡明代の死亡は自殺によるものではないと発言をしたとの報道が週刊誌等でなされていたこと（甲30、49、62、乙7、8、10の1、11の2、15の1、16の1）との関係から、摘示事実⑧は原告らの同発言が虚言であるというに等しいことも考え併せると、摘示事実⑧は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、亡明代の配偶者と長女である原告朝木らの社会的評価をも低下させるものと認められる。

また、摘示事実⑧は、上記のとおり、亡明代が、原告矢野の関与のもとに主張していたアリバイも虚偽であることが判明したため、本件窃盗被疑事件を苦に自殺したとの印象を一般読者に与えるものであると認められるから、原告矢野の社会的評価を低下させるものと認められる。

オ 摘示事実②

摘示事実②は、原告矢野が、福島県南会津郡檜枝岐村（以下「檜枝岐村」という。）の善意により無料で廃校舎を借りていたにもかかわらず、大雪により廃校舎内に置いておいたキャンプ道具が使用不能になったのを奇貨として、同村に対して多額の損害賠償請求訴訟を起こし、同村の村長らを困惑させたとの事実を摘示することにより、原告矢野がいわば「恩をあだで返す」ことを平然と行うような人物であるという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものであると認められる。

カ 摘示事実①

摘示事実①は、前記摘示事実②の記載、及び原告矢野の関係者が37件もの訴訟を起こしている旨の記載に続けて記載されており、原告矢野が、さしたる法律的根拠もなく民事訴訟を提起して相手方をどう喝したとの事実を摘示することにより、原告矢野が、正当性のない訴訟提起を平然と行うことにより他人に圧力を掛けることをもいとわぬ人物であるという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものであると認められる。

キ 摘示事実③

本件記事1は、「自殺で責任取った村長」との小見出し（摘示事実③ア）のもと、摘示事実②、①に続いて、摘示事実③イが記載され、その前後に摘示事実③の記載があるという構成になっていることに照らせば、摘示事実③は、原告矢野が檜枝岐村の村長の自殺の原因を作り出した人物であり、亡明代の自殺の原因にも関与しているという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(2) 本件記事2

以下、便宜上、本件窃盗被疑事件に係る摘示事実③、②、⑤、⑥、本件死亡事件も関係する摘示事実①、原告矢野の言動に関する⑦、④の順に検討する。

ア 摘示事実③

摘示事実③は、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったという事実を摘示するものであり、亡明代の社会的評価を低下させるものであると認められる。なお、目撃者がいたとの記載があるからといって、亡明代に対する社会的評価が低下するとはいえないことは、前記(1)アで判示したとおりである。

そして、摘示事実③は、上記の事実を摘示したことにより、前記(1)アと

同様の理由により、亡明代のみならず、原告朝木らの社会的評価をも低下させるものであると認められる。

イ 摘示事実②

摘示事実②は、亡明代に万引き癖があったという印象を一般読者に与えるものであり、前記(1)イと同様の理由により、亡明代のみならず、原告朝木らの社会的評価をも低下させるものであると認められる。

ウ 摘示事実⑤及び⑥

摘示事実⑤及び⑥は、原告矢野が、本件窃盗被疑事件は創価学会の関係者による謀略であるとけん伝することにより同事件の隠ぺいを図った上、亡明代の悪質なアリバイ工作も、主導的に考え出したという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものであると認められる。

エ 摘示事実①

本件各記事は、「東村山女性市議自殺はいかにして他殺となった？」(摘示事実①ア)という特集記事であり、本件雑誌の一般の読者は本件記事1に続けて本件記事2を読むのが通常であると考えられるので、本件記事2の摘示事実①が一般人に与える印象を検討するに当たり、本件記事1の記載をも併せしんしゃくすることとする。そうすると、本件記事1のリード記事には、亡明代は創価学会の謀略により殺害されたとする原告矢野と一部マスコミによる大々的な報道は、警察が本件死亡事件は自殺であると断定したことにより、根拠を失った旨の記載があること、本件記事2の冒頭には、本件各事件が、創価学会による陰謀であるというのは、原告矢野が作り上げた愚劣なフィクションであったとの記載があること(摘示事実④ア)、同記事には、原告矢野は、本件窃盗被疑事件は創価学会の関係者による謀略であるとけん伝することにより同事件の隠ぺいを図った旨の記載があること(摘示事実⑤及び⑥)、同記事の摘示事実①ウの後には、

原告矢野が事実を明らかにした上で、市議会議員の職を辞すべきであるとの記載があることに照らせば、摘示事実①は、原告矢野が、亡明代の自殺を偽って、他殺であるとけん伝しているという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものであると認められる。

他方、本件各記事上の本件死亡事件に関する遺族の見解としては、本件記事2の摘示事実①ウに続き、原告直子が「警察の発表には納得できない。今後なんらかの対応を考えたい。」と発言した旨の記載、本件記事1の亡明代と原告直子の上半身の写真の横に、「直子氏は、いまだ万引きも自殺も否定し続けている」との記載があるにすぎず、原告大統に関する記載は全くない。そして、原告直子が、予期せず最愛の者を失った遺族として、上記のような発言をすることはあり得ることであり、亡明代の長女である原告直子が、原告矢野とともに政治活動を行っていることが既に広く報道されていたこと（甲9、28、30、乙6の2、10の2、11の2、14、19）を考え併せたとしても、摘示事実①は、原告大統はおろか、原告直子が亡明代の自殺を偽って他殺であるとけん伝しているとの印象を一般読者に与えるものであると認めるに足りず、他に摘示事実①が原告朝木らの社会的評価を低下させる根拠となり得る事情は見当たらない。

オ 摘示事実⑦

摘示事実⑦は、アリバイ工作も原告矢野が主導的に考え出した旨の記載（摘示事実⑤ア及びイ）の間に記載されており、亡明代が、アリバイ工作を始め、原告矢野の思いどおりに動かされていたという印象を一般読者に与えるものであるところ、選挙により選出されて市議会議員という公職の地位にある者が、自らの意思に基づき判断することなく他者の思いどおりに動かされ、さらには、当該他者の指示に従い、悪質なアリバイ工作を行ったとなれば、当該記事の読者に対し否定的な印象を与えるというべきであり、摘示事実⑦は亡明代の社会的評価を低下させるものであると認めら

れる。

そして、前記(1)アで説示したとおり、ある者の社会的評価が低下させられた場合に、それだけで直ちにその配偶者や親子等の近親者の社会的評価が低下させられたとはいえないとしても、本件窃盗被疑事件については、前記認定のとおり、社会的な関心も高く、広く報道されていた上に、摘示事実⑦は原告ら側の同発言が虚言であるというに等しいことも考え併せると、摘示事実⑦は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、原告朝木らの社会的評価をも低下させるものであると認められる。

カ 摘示事実④

摘示事実④は、原告矢野が、濫訴により人を攻撃する異常性格者であるという印象を一般読者に与えるものであり、原告矢野の社会的評価を低下させるものであると認められる。

2 争点(2)について

- (1) 名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得る。

そして、当該記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分が、意見ないし論評の表明に当たるかのような語を用いている場合にも、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に、前後の文脈や記事の公表当時に読者が有していた経験等を考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものと理解されるときは、同記事は同事項についての事実の摘示を含むというべきである。

ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があつたと

きには、同行為には違法性がない。そして、仮に同事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において同事実を真実と信じるにつき相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される。

一方、ある事実を基礎として意見ないし論評が表明されることによる名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、同意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分において真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、同行為は違法性を欠くものというべきである。そして、仮に同意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において同事実を真実と信じるにつき相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される。

(2) 事実の公共性及び公共目的

本件各記事は、市議会議員という公職の地位にあつた亡明代が被疑者とされた本件窃盗被疑事件という犯罪行為及び同人の本件死亡事件の死亡原因に関するもの、並びに同じく市議会議員という公職の地位にあつた原告矢野の本件各事件とのかかわり及び裁判所という公的機関における同人の言動に関するものであるから、公共の利害に関する事実に係るものと認められる。

そして、原告らが、亡明代は本件窃盗被疑事件の犯人ではなく、また、亡明代は自殺したのではなく殺された旨主張し、その言い分が週刊誌等で取り上げられていたことから、被告会社らは、本件各事件の真相を検証し、これを広く社会に知らせる意図のもと、本件各記事を執筆又は編集した上、本件雑誌に掲載したものと認められるから（乙1、被告宇留嶋）、本件各記事は、専ら公益を図る目的に出たものと認められる。

(3) 証拠（甲3、5、6、9、10ないし15、17の1及び2、18、21、22ないし28、29の1及び2、30ないし35、36の1及び2、42、

43の1及び2, 49ないし51, 56, 59の1ないし5, 61, 74, 75の1及び2, 乙1, 3の2, 4, 5, 6の1ないし3, 7ないし9, 12, 13の1及び2, 14, 15の1及び2, 16の1及び2, 17の1及び2, 18ないし20, 26, 28, 29, 30, 31の1及び2, 35, 38, 40, 43ないし46, 48, 丙1, 2, 丁1の1及び2, 原告矢野, 被告宇留嶋) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められ, この認定を左右するに足りる証拠はない。

ア 本件窃盗被疑事件

(ア) 平成7年6月19日午後3時20分ころ, 被告戸塚は, 駅前交番に勤務していた警察官に対し, 亡明代にブラウスを万引きされた旨の届出をした。

(イ) 東村山署は, 捜査官を現場に臨場させ, 被告戸塚からの事情聴取, 被害場所等の実況見分等を実施し, おおむね以下のとおりの事実を把握するに至り, 被告戸塚から被害届も受理した。

a 平成7年6月19日午後3時15分ころ, 被告戸塚は, スティル店内において店番をしていたところ, 一人の女性(以下「本件女性」という。)が, 同店の店頭に立ち寄った。その際, 被告戸塚は, 本件女性について, 当時現職の東村山市議会議員で選挙ポスターを見ることにより人相をよく知っていた亡明代であると認識した。

被告戸塚が, スティルの店頭に設置されている防犯ミラーを通して注視していたところ, 本件女性が, 店頭のハンガーにつるしてあった白と黒の縦縞のTシャツのビニールカバーをたくし上げて, Tシャツをハンガーから外すと, これを小さく折り畳んで, 脇の下に隠して歩き去るのが分かった。

b 被告戸塚は, 直ちに店を飛び出して, 本件女性を追跡し, 本件女性を呼び止めて万引きの事実を追及したところ, 本件女性は盗んでいな

いと犯行を否認した。そこで、被告戸塚は、脇の下に隠された商品を確認するため、本件女性に両手を上げさせたところ、本件女性の脇の下から、商品であるTシャツが落ちた。被告戸塚が追及したところ、本件女性は、知らないといって、近くにあるイトーヨーカ堂の店内へ逃げ込んだ。

被告戸塚は、本件女性にイトーヨーカ堂に逃げ込まれてしまったことと、スティルに客だけ残してきたことが心配になったことから、本件女性の追跡を断念してスティルに戻った。

c 被告戸塚と本件女性とのやりとりを目撃していた客と通りすがりの者が、被告戸塚に対し、被害届を出すように促すとともに、本件女性が亡明代であることの証人になることを約束したので、被告戸塚は、前記(ア)のとおり駅前交番に対し、亡明代による万引きの被害にあったと届け出た。

(ウ) 東村山署は、被告戸塚の供述から、亡明代が本件窃盗被疑事件を犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めたが、さらに、事件の目撃者について捜査したところ、当日、客としてスティルに居合わせて本件窃盗被疑事件を目撃した者、通りすがりに被告戸塚と亡明代のやり取りを目撃した者など3名の目撃者がいたことが判明し、そのうちの2名からも事情を聴取したところ、被告戸塚の供述が裏付けられた。

そこで、東村山署は、亡明代に出頭を求めることとし、平成7年6月30日、同年7月4日及び同月12日の3回、亡明代を本件窃盗被疑事件の被疑者として取り調べた。

(エ) 亡明代は、平成7年6月30日の取調べにおいて、犯行を否認するのみであったが、同年7月4日の取調べにおいて、犯行を否認するとともに、犯行があったとされる時間には、原告矢野とともに、東京都東村山市久米川町にある「びっくりドンキー東村山店」（以下「本件レストラ

ン」という。)で食事をしていたとのアリバイを申し立て、その裏付けとしてジャーナル(客が飲食費を支払う際、レジスターに印字される収支明細が記入された巻取紙をいう。以下、同ジャーナルを「本件ジャーナル」という。)を任意提出した。

亡明代は、同月12日の取調べにおいて、被害日時とされる午後3時過ぎにはスティルに行っていないと申し立て、本件支店のキャッシュサービス取引明細、本件レストランの店内見取図及び本件ジャーナル写しに日付等を記載した上、署名捺印して提出した。そして、亡明代は、犯行があったとされる同年6月19日当日の行動につき、①午前10時15分ころから同11時07分まで東村山市議会建設水道委員会に出席し、続いて、午後0時過ぎまで総務委員会を傍聴し、その後、午後2時ころまで、原告矢野とともに、東村山市役所内の草の根市民クラブの議員控室において、次回の本会議における一般質問のための準備をしていた、②午後2時過ぎに原告矢野とともに食事をするため、二人で自転車で本件レストランに行く途中、本件支店に立ち寄って振り込みをしており、その際のキャッシュサービス取引明細によると、振込時間は午後2時12分となっている、③午後2時30分前後に本件レストランに着き、二人とも当日のサービスランチを注文した、④本件レストランには、その後コーヒーを飲みながら1時間近くいて、代金は二人別々に支払った、⑤本件ジャーナルの時刻の印字からすれば、店を出たのは午後3時21分ころだったと思うなどと供述した。

そこで、本件窃盗被疑事件を担当した警察官は、上記亡明代の供述を録取した後、検察官に送致することを告げたところ、亡明代は、当該供述録取調書に署名押印することを拒否して退去した。

(オ) 東村山署は、亡明代がアリバイを主張した平成7年7月4日以降、アリバイについて裏付け捜査を行ったところ、亡明代が供述したとおり、

東村山市議会においては、同年6月19日午前10時28分から同11時07分まで建設水道委員会、午前10時56分から午後0時1分まで総務委員会が開催されたこと、本件支店のキャッシュサービスコーナーに備え付けられた監視カメラのビデオテープを再生したところ、同日午後2時9分19秒から同2時12分57秒までの間の映像から、亡明代がキャッシュサービスの機械を利用していることがそれぞれ確認できた。

しかし、東村山署の警察官が、本件レストランの店長らに事情聴取したところ、①本件レストランの店長は、同年6月30日の夜、年配の女性から、電話で同月19日午後3時ころに店でランチとコーヒーを二人分注文しているのでレシートの写しがほしい、と頼まれ、ランチの種類と座ったテーブルの位置について尋ねると、同女は、たぶん日替わりランチですとあいまいに答えるとともに、座ったテーブルの位置については何も答えず、とにかくレシートの写しがほしいと同店長に求めていたこと、②同店長は、同年7月1日、札幌の本社あてに上記説明に該当するようなジャーナルの送付を依頼したところ、同日夜、本件ジャーナルがファックスにより送信されてきたこと、③同店長は、翌2日の深夜、来店した男女4人連れのうち、年齢40歳から50歳位の女性に本件ジャーナルを手渡したこと、④同店長が、札幌の本社から本件ジャーナルに該当する伝票（客から注文を取る際、注文を取った時間、注文品及び料金等が印字されるものをいう。）を取り寄せて確認したところ、該当の客が座った場所は17番テーブルで、同テーブルの客は、午後1時29分に日替わりランチを注文し、もう一人の客が17番テーブルに着席した後、午後1時32分に日替わりランチの注文を取り消し、レギュラーランチ2個とコーヒー2杯を注文し直したこと、⑤該当の客を担当したのはアルバイトの女性店員であり、同店員は、17番テーブルに座った45歳から50歳位の女性から、まず日替わりランチの注文を受けた

が、厨房に行くとき品切れであることが分かったため、その旨を伝えるにテーブルに戻ると、もう一人の同年輩の女性が座っていたので、日替わりランチの終了を告げるとともに、改めて注文を取り直し、レギュラーランチ2個とコーヒー2杯の注文を受けたと記憶していることといった事実が判明した。

そして、本件ジャーナルの記載、上記伝票及び本件レストランの店長からの事情聴取によれば、17番テーブルに座った客は、女性の二人連れである上に、同年6月19日午後1時29分ころから同3時21分ころまでの間本件レストランにいたことになり、亡明代が、同日午後2時30分前後に原告矢野とともに入店し、午後3時21分ころまでいたなどと供述していることと一致しなかったため、千葉副署長は、本件ジャーナルが亡明代のアリバイを裏付けるものではないと判断した。

(カ) 千葉副署長は、以上の捜査の結果、被害者である被告戸塚の目撃供述の外に、3名の目撃者がいるのに対し、亡明代の主張するアリバイを裏付ける根拠はなく、これを信用することができないとして、亡明代を本件窃盗被疑事件の被疑者と認め、自らの判断で同事件を検察官に送致するように指示し、署長の決裁を得た上で、平成7年7月12日、本件窃盗被疑事件を東京地方検察庁八王子支部の検察官に送致した。

(キ) 千葉副署長は、本件窃盗被疑事件の捜査を指揮していた外、東村山署の広報を担当していたところ、本件窃盗被疑事件の捜査の過程において報道機関の数社から取材の申込みを受けていた。千葉副署長は、本件窃盗被疑事件が東村山市議会議員を被疑者とする事から、慎重な裏付け捜査を行う必要があると考え、事件の検察官への送致までは取材に応じない対応をとっていた。

その後、本件窃盗被疑事件が平成7年7月12日検察官に送致されたことから、千葉副署長は、事件の送致を機に広報を実施するという当初

の方針どおり、同日午後5時ころ、「平成7年6月19日午後3時ころ、スタイルにおいて、被告戸塚が店番をしていたところ、被疑者が店の前の陳列ハンガーから、Tシャツ1枚（時価1900円）を外して、着用していたジャケットの内側脇の下に挟み込み立ち去るのを目撃した。直ちに、約20メートル追跡して追い付きとがめたところ、脇の下からTシャツを落とし、『私を泥棒扱いして』等と言いながら足早に立ち去った、この状況を見ていた通行人等に店番を頼んで駅前交番に訴え出た」という内容のあらかじめ用意していた広報案文をもとに、口頭でほぼ広報案文の内容のまま、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社の記者ら（ただし、被告会社の記者は含まない。）に対する広報を実施した（以下「本件広報1」という。）。

同記者たちは、同年7月13日、東村山署を訪れて、亡明代側は別の場所にいたとしてアリバイを主張しているがどうか、政治的な陰謀という見方もあるがどうか、などと質問してきたことから、千葉副署長は、あらかじめ用意していた広報案文に基づき、口頭で、「亡明代は、アリバイがあり、政治的陰謀による冤罪であると主張して、犯行を否認している。捜査の結果、アリバイは信用できないことや、目撃者が複数いることなどから、警察は明代による犯行と認めて、明代を窃盗罪で地検に書類送致した」という内容の広報を実施した（以下「本件広報2」という。）。

イ 本件死亡事件

(ア) 駅前交番勤務の巡査長は、平成7年9月1日午後10時42分ころ、本件マンションの1階に所在する「モスバーガー東村山店」（以下「本件ハンバーガー店」という。）のアルバイト店員から、「店のビルの裏にあるごみ置き場に女性が倒れている。」との通報を受けた。同巡査長が、救急車の派遣を要請しながら、同店員とともに本件マンションの北

側階段下にあるごみ置き場に赴くと、本件ハンバーガー店の店長がいて、その傍らに年齢50歳位の女性が倒れていた。

上記女性は、同日午後10時56分ころ事件現場に到着した救急車により防衛医科大学校病院へ搬送されたが、翌2日午前1時ころ死亡が確認された。

(イ) 千葉副署長は、平成7年9月2日午前1時ころ、自宅で本件死亡事件の第一報を受け、直ちに事件現場に赴いて、警察犬や現場鑑識を要請し、検察官に連絡を取るなど、以後の捜査指揮に当たるとともに、東村山署において実施された死体の検案に立ち会うなどして、本件死亡事件につき、事件、事故の両方の観点から捜査を開始した。

そして、千葉副署長は、その間の同日午前4時45分過ぎには、原告直子や原告矢野の確認を得て、死亡者が亡明代であることを確認していた。

(ウ) 千葉副署長は、本件ハンバーガー店の店長や店員から亡明代の発見状況等を聴取したところ、①平成7年9月1日午後10時ころ、本件ハンバーガー店の店員が一度ごみ置き場に行き、人が横になっているのを見掛けたが、酔っぱらいではないかと思いきとめず、店に戻ったこと、②午後10時30分ころ、本件ハンバーガー店の店長が本件現場に行ったところ、血を流して倒れている亡明代を発見したこと、③同店長が、何度か、「大丈夫ですか。」と声をかけたところ、亡明代はその都度「大丈夫。」と答えるとともに、店長が「落ちたのですか。」と尋ねたのに対し、左右に顔を何度も振りながら「違う。」とはっきり否定した外、本件ハンバーガー店の店員が「救急車を呼びましょうか。」と申し出たのに対して、「いいです。」と答えたこと、④本件マンションの北側路面に設置されている鉄製フェンスが、亡明代を発見する前には異常がなかったのに対し、亡明代を発見した時点では大きく折れ曲がってい

たこと等の事実が判明した。

(エ) 千葉副署長は、本件死亡事件について、以上の初動捜査を終了した平成7年9月2日午前7時ころ、検察官、検視に立ち会った医師、刑事課長らを交えて討議し、現場の状況、亡明代の死亡直前の言動、死体の状況、関係者の供述などを総合して検討した結果、事件性は薄いと判断を下した。

そこで、千葉副署長は、東村山署の署長の許可を得て、取材に備えてあらかじめ「東村山市議の変死について」と題する広報案文と「東村山市議会議員の変死事案について」と題する広報案文の手持資料を作成した。

そして、同日昼前ころ、本件死亡事件の取材のために東村山署を訪れた新聞記者ら（ただし、被告会社の記者は含まれていない。）に対し、上記広報案文に基づいて、死亡者東村山市議朝木明代50歳、死亡状況平成7年9月1日午後10時ころ、東村山市本町2丁目4番地63に所在する「ロックケープハイム」（6階建ゲタばきマンション）から墜落し、本日午前1時に収容先の病院（埼玉県所沢市内の防衛医大）で死亡した旨及び現在のところ捜査状況本部鑑識課員等の応援を得て、事件、事故の両面から捜査中であり、今後は不明の靴や鍵の発見、目撃者の発見等事実解明のため所要の捜査を行う旨口頭で広報した。さらに、千葉副署長は、詳細な説明を求める記者らの要請にこたえて、引き続き、上記手持資料に基づいて、発覚日時、発生場所、発生端緒、死亡者、事案経過、発見者からの聴取事項を説明するとともに、現場の状況や関係者からの聴取及び検死の結果等から事件性は薄いと認められる、と口頭で広報した（以下、この広報を「本件広報3」といい、本件広報1ないし3を併せて「本件各広報」という。）。

(オ) 東村山署は、その後、引き続き捜査を遂げた結果、①本件死亡事件発

生前後に、現場付近で争うような声や物音を聞いた者がなく、本件マンションの5階から6階に至る非常階段の壁に亡明代のものと思われる手指痕跡が発見され、他に争った痕跡がなく、落下現場の鉄製フェンスが同手指痕跡の真下で折れ曲がっているなど、他人に突き落とされたとする不自然であるという現場の状況、②亡明代が、「落ちたのですか。」という本件ハンバーガー店の店長の問いに「違う。」と、「救急車を呼びましょうか。」という同人の問いに「いいです。」とそれぞれ答えたこと、③亡明代に、墜落によるものと認められる創傷以外の防御創傷がないこと、④亡明代の死因が多発性肋骨骨折、肺損傷、左右腓骨骨折、左脛骨骨折等による出血性ショック死であり、執刀医の所見が右側全身に認められる損傷は人力では不可能であり、墜落による損傷とみても不自然な点がないというものであること、⑤亡明代の悲鳴及び墜落した音を聞いた本件マンションの住民が、その際に人が争う等の気配は全くなかったと供述していること等の捜査結果に基づき、他人が介在する状況にはなく、犯罪性はないと判断するに至った。

そこで、東村山署長は、平成7年12月22日、本件死亡事件は「他人が介在した状況はなく、犯罪性はないと認定した。」旨の意見を付して、同事件を被疑者不詳の殺人事件として、東京地方検察庁八王子支部検察官に送致し、その旨の発表を行った（以下「本件警察発表」という。）。

なお、本件死亡事件の送致を受けた検察官は、平成9年4月14日、自殺の可能性が高いと判断し、同事件を不起訴処分（嫌疑不十分）とした。

ウ 本件各記事の掲載に至る経緯

(ア) 被告宇留嶋は、平成7年11月中旬ころ、「草の根」グループの議席の私物化を許さない会（以下「許さない会」という。）と称するグルー

プの会合に出席し、同グループのメンバーから、朝日、毎日、読売等の各社の本件各事件に関する新聞記事等を受け取った上、亡明代は本件窃盗被疑事件の犯人であること、警察は本件死亡事件は自殺とみていること、亡明代がスーパーで万引きをしているのを目撃したことがあること、原告矢野が多数の提訴や告訴をしていること、原告矢野が檜枝岐村との間に紛争を抱えていること、亡明代は、東村山市議会において原告矢野が作成した原稿を読み上げた上、傍聴席にいる原告矢野から種々の指示を受けている等原告矢野の思い通りに動かされているとの話を聞いた。

(イ) 被告宇留嶋は、平成7年12月中旬ころ、スタイルを訪問し、被告戸塚に対して取材を行い、被告戸塚から、①被告戸塚は、本件窃盗被疑事件前から、現職の市議会議員である亡明代の人相をよく知っていた、②被告戸塚は、平成6年の秋ころにも、亡明代にセーターを万引きされたことがあったので、亡明代の入店時からの行動を防犯ミラーを通して注視していた、③被告戸塚は、本件窃盗被疑事件を犯して店を出た亡明代を追跡して、追及したところ亡明代は犯行を否認したが、脇の下から盗品のTシャツが落ちた、④これらのことが記載された平成7年10月3日付けの中外日報の記事の内容がおおむね間違いなく、本件窃盗被疑事件の犯人が亡明代に間違いがないとの話を聞いた。

(ウ) 被告宇留嶋は、平成7年12月20日、東村山署に取材を申し込んだが断られたため、翌21日、直接同署に赴き、千葉副署長に対し、取材の申込みをしたが、同人に、本件各事件については既にマスコミに説明しており、それ以上のことは今は何も話せないとの取材を断られた。

被告宇留嶋は、翌22日、東村山署長が本件死亡事件に犯罪性はないとする旨の意見を公表したこと（本件警察発表）を知り、同署に取材の申込みの電話をしたが、同署にまだ何も話せないとして取材を断られた。

(エ) 被告宇留嶋は、許さない会で前記(ア)の取材を行った後、檜枝岐村に

行って原告矢野と同村との間の紛争の真相についての調査を行ったとする人物に対して取材を行い、原告矢野が同村から廃校舎を無料で借り受けたこと、廃校舎が倒壊し、原告矢野が保管していたキャンプ道具が使用不能になったことから、原告矢野が同村に対して損害賠償等を求める民事調停を田島簡易裁判所に申し立てたことを聞かされたが、被告宇留嶋は、これを民事調停申立てではなく、損害賠償請求訴訟提起であると解釈した。さらに、被告宇留嶋は、東村山市議会議員の一部の者に対する取材により、檜枝岐村の村長は自殺した旨知った。

(4) 本件記事1

ア 摘示事実⑤及び⑥

被告会社ら（ただし(4)においては、被告宇留嶋は除く。）は、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったことは、真実性が高く、被告会社らにおいて、同事実が真実と信じるにつき相当の理由があったと主張するので検討する。

この点、本件記事1を執筆したのは、亡後藤であることは、前記前提事実のとおりであるが、被告宇留嶋の供述によれば、本件記事1は、フリージャーナリストであった亡後藤が執筆して被告会社に持ち込んだものであったこと、被告会社は社員4、5名の会社であったこと、同社で記事を執筆するのは被告宇留嶋だけであったことが認められる。そうすると、本件記事1と同じ特集の特集記事である本件記事2を執筆した被告宇留嶋は、本件各記事の編集の際に、被告何に対し、自らの取材結果から得た本件各記事の内容に関する認識や見解を述べたことが推認される。したがって、被告会社らにおいて、本件記事1の摘示事実が真実と信じるにつき相当の理由があったかを検討するに当たっては、被告宇留嶋の認識がそのまま被告何に伝えられた結果、それがそのまま被告会社の認識となったものと考えられるため、専ら被告宇留嶋の認識を基準に検討するのが相当である。

そして、被告宇留嶋は、本件窃盗被疑事件の被害者である被告戸塚に対し直接取材を行い、本件窃盗被疑事件について既に報道されていた内容と被告戸塚の認識がほぼ一致し、被告戸塚が犯人が亡明代であると相当の根拠をもって判断したということを確認したこと（前記(3)ウ(イ)）、被告戸塚が述べる内容も何ら不自然な点はないこと（同）、本件広報1及び2の後、各紙が、亡明代は本件窃盗被疑事件を犯した容疑で検察官送致されたと報じたこと（甲9、13、21、乙6の2及び3、14、15の2、19）、被告宇留嶋が千葉副署長に対し直接取材を行わなかったのは、2回の取材申込みをしたが、断られたためであったこと（前記(3)ウ(ウ)）、被告宇留嶋が原告らに対し直接取材を行わなかったのは、本件雑誌発売時まで、原告ら側の言い分が広く出回っていたためであったこと（前記1(1)ア）を総合考慮すると、被告会社らにおいて、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったと信じるにつき相当の理由があったと認められる。

イ 摘示事実④

(ア) まず、被告会社らは、亡明代が万引きの常習犯であった旨の噂が存在していたことは真実であった旨主張するが、客観的裏付けのない類の噂が存在したというだけでその事実を不特定多数の者に対し摘示することが許容されるものとは言い難いことに照らすと、被告会社らが摘示事実④による名誉毀損の不法行為責任を免れるためには、上記噂の存在が真実であったことではなく、噂の内容たる事実が真実であったことを立証する必要があるというべきところ、亡明代が万引きの常習犯であったとの噂の内容が真実であると認定するに足りる証拠はない。

したがって、この点に関する被告会社らの主張は理由がない。

(イ) 次に、被告会社らは、亡明代が某スーパーで品物を袋に入れていたという目撃者の話も取材し、また、亡明代がスティルにおいて万引きをしたのは2回目であるという取材をしていると主張するので、かような取

材がなされたことをもって、被告会社らにおいて、亡明代が万引きの常習犯であったと信じるにつき相当な理由があったかを検討する。

某スーパーにおける万引きの点は、取材源や具体的事情が何ら明らかではなく、単なる風評の域を出ないものにすぎない上、被告戸塚が前年にも万引きされたとの点は、仮にそのような事実が存在したとしても、被告会社らにおいて、それをもって、直ちに亡明代が常習的に万引きを行っていたと信じるのは軽率であるといわざるを得ない。

なお、被告会社の立場を考慮すれば、取材源を訴訟の場において明らかにすることが極めて困難であることは確かであるが、その点を具体的に特定するには至らなくとも、取材に基づいて記事を執筆するまでの経過をある程度具体的に明らかにするなど、何らかの方法でスーパーにおける万引きの事実が真実であると信じたことの根拠を明らかにすることは可能であったといえるが、被告会社らにおいて、これを行ってはいない。

以上によれば、被告会社らにおいて、亡明代が万引きの常習犯であったと信じるにつき相当な理由があったとはいえない。

ウ 摘示事実⑦

(ア) まず、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与するという違法行為を犯したことが真実であるかを検討する。

前記(3)認定の事実によれば、被告戸塚が犯人と亡明代の同一性を間違える可能性は極めて低く、目撃者も3名存在することから、本件窃盗被疑事件の犯人は亡明代ではないかとの疑いが相当の根拠をもつものといえることができる。そして、そのような疑いが、ひいては、本件窃盗被疑事件があったとされる時刻に、亡明代が本件レストランで原告矢野と食事をしていただとのアリバイが虚偽ではないかとの疑いを招き得るところであり、さらに、亡明代が平成7年7月4日の取調べにおいて、自らの

上記アリバイを裏付けるものではない本件ジャーナルを警察に対して任意提出して、上記アリバイを主張していたことは前記(3)ア認定のとおりであり、原告矢野が、4通もの詳細な陳述書（甲3，61，75の1，96）を提出し、本人尋問において供述もしているにもかかわらず、本件レストランにおいて亡明代と食事をした際の状況について具体的に述べないのは不自然であることといった、亡明代が虚偽のアリバイ主張をしていたことをうかがわせる事情が存在することは、否定できない。

しかしながら、前記(3)認定の事実、原告矢野が亡明代とともに政治活動をしていた事実、及び原告矢野と一緒に本件レストランで食事していたという上記アリバイの内容を併せ考慮しても、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与したとまで認定することは、難しいといわざるを得ないのであって、他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

(イ) 次に、被告会社らにおいて、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与するという違法行為を犯したことを真実と信じるにつき相当の理由があったかを検討する。

前記アのとおり、被告会社らにおいて、相当の根拠をもって、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であると確信していたこと、本件広報1及び2の後、警察は亡明代のアリバイは信用できないと判断した旨を報じた新聞もあったこと（乙15）に加えて、前記(3)アで認定したとおり、亡明代がアリバイを主張していたにもかかわらず本件窃盗被疑事件は検察官送致されており、それは結局のところ、警察が亡明代の主張するアリバイを信用しなかったためといえることに照らせば、被告会社らにおいて、亡明代が虚偽のアリバイ主張をしていたと信じるにつき相当の理由があったと認められる。

そして、原告矢野が日頃亡明代とともに政治活動をしており、被告宇留嶋も当然これを認識していたと認められること、及び原告矢野と一緒に

に本件レストランで食事をしていたという上記アリバイの内容に照らせば、被告会社らにおいて、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与したと信じるにつき相当の理由があったと認められる。

なお、被告宇留嶋が千葉副署長に対し直接取材を行わなかったという事情及び原告矢野に対し直接取材を行わなかったという事情があるものの、前者は、千葉副署長に対する2回の取材申込みを断られたためであると認められ（前記(3)ウ(ウ)）、また、後者は、本件雑誌発売時まで、原告矢野の言い分が広く出回っていたためであると認められること（前記1(1)ア）に照らせば、上記の直接取材を行わなかったとの事情は、上記認定を左右するものではないというべきである。

エ 摘示事実⑧

(ア) 被告会社らは、本件記事1につき、それが万引きやアリバイ工作の失敗が亡明代の自殺の原因であると読み取れるとしても、それは事実を即した論評であり、当該論評を基礎づける事実が真実又は真実相当性を有する旨主張する。

しかし、摘示事実⑧は、亡明代が、原告矢野の関与のもとに主張していたアリバイも虚偽であることが判明し、本件窃盗被疑事件を苦に自殺したことが明らかになった旨記載するものであり、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項を主張するものと理解されるので、摘示事実⑧は事実を摘示するものと見るのが相当であり、これが事実摘示ではなく論評であるとする被告会社らの主張は理由がない。

(イ) 他方、被告会社らは、本件警察発表において、亡明代の自殺の動機として本件窃盗被疑事件の容疑で書類送検されたことが挙げられており、同書類送検に至った理由の一つが、亡明代が原告矢野と共謀してアリバイ工作を行ったことであるとの千葉副署長のインタビューが報じられていたことを主張しており、亡明代が、本件窃盗被疑事件を苦に自殺した

ことは真実であると主張していると解されるので、同事実が真実であるかを検討する。

前記(3)イで認定した現場の状況、亡明代の死亡直前の言動、死体の状況及び関係者の供述を総合考慮すると、亡明代が自殺したことを裏付ける事情が存在することは確かである。

しかしながら、他方で、証拠（甲5、25、乙44）及び弁論の全趣旨によれば、司法解剖の結果、亡明代の左右上腕内側部に皮膚変色が認められたこと、亡明代の事務所の鍵が、平成7年9月2日夕方になってから、本件マンションの2階踊り場付近で発見されたこと、亡明代の靴がいまだに発見されていないこと、亡明代が同年8月において本件窃盗被疑事件が冤罪であると主張して徹底的に闘う決意を表明していたことが認められ、これらの事実を照らせば、なお亡明代が自殺したと断じるにはなお疑問が残るところであり、上記亡明代が自殺したことを裏付ける事情をもって、自殺を推認するに足らず、他に亡明代が自殺したと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) そこで、次に、被告会社らにおいて、亡明代が、原告矢野の関与のもとに主張していたアリバイも虚偽であることが判明し、本件窃盗被疑事件を苦に自殺したことが真実であると信じるにつき相当な理由があったかを検討する。

前記(3)ウ(ウ)で認定したとおり、被告宇留嶋は、平成7年12月22日、本件死亡事件の捜査を担当した東村山署長が、本件死亡事件は犯罪性はないと認定した旨の本件警察発表を行ったことを知ったものであるところ、警察が犯罪性の有無について公式発表を行った場合には通常の場合それが相当程度信用性があるものといえることからすれば、被告会社らにおいて、亡明代が自殺したと信じるにつき相当な理由があったと認められる。そして、被告会社らにおいて、原告矢野が亡明代の虚偽のアリ

パイ工作に関与したと信じるにつき相当の理由があったと認められるのは、前記ウのとおりであり、また、被告宇留嶋が千葉副署長に対し直接取材を行わなかったのは、本件警察発表後に再度取材申込みをしたが、断られたためであったこと（前記(3)ウ(ウ)）、被告宇留嶋が原告らに対し直接取材を行わなかったのは、本件雑誌発売時までには、原告らの言い分が広く出回っていたためであったこと（前記1(1)ア及びエ）を総合考慮すると、被告会社らにおいて、亡明代が、原告矢野の関与のもとに主張していたアリパイも虚偽であることが判明し、本件窃盗被疑事件を苦に自殺したことが真実であると信じるにつき相当な理由があったと認められる。

オ 摘示事実②

証拠（甲37ないし39、41ないし43の2）及び弁論の全趣旨によれば、原告矢野は、昭和49年、檜枝岐村から旧大杉分校を、賃料年10万円、賃貸期間5年間で借り受けたこと、原告矢野は、檜枝岐村に対し、昭和49年度分以降の賃料を支払い、昭和54年度ないし昭和56年度分は供託したこと、原告矢野は、昭和56年7月、檜枝岐村に対し、上記分校がその前の冬に雪害等によって倒壊し、同建物内に保管していた備品が使用不可能になったことにつき、修繕義務の不履行を理由とする損害賠償として約60万円を支払うこと等を求める民事調停を田島簡易裁判所に申し立てたこと、檜枝岐村が、和解金として、原告矢野に対して52万円を支払うことで調停が成立したことが認められる。

上記各事実に照らせば、被告宇留嶋は、乙48において独自の見解を述べるものの、摘示事実②の重要部分である、「原告矢野が、檜枝岐村の善意により無料で廃校舎を借りていたにもかかわらず、大雪により廃校舎内に置いておいたキャンプ道具が使用不能になったのを奇貨として、同村に対して多額の損害賠償請求訴訟を起こした」ことが、真実であるとは認め

られない。

なお、被告会社らは摘示事実②については、被告会社らにおいて当該摘示事実が真実であると信じるにつき相当な理由があった旨の主張はしていないので、その点の判断はしない。

カ 摘示事実①

原告矢野が、さしたる法律的根拠もなく民事訴訟を提起して相手方を恫喝するような人物であることが真実であるかを検討する。

証拠（甲3、44の1及び2、47の1、48、83、84、118ないし128の2、132ないし133（枝番を含む。）、137、138、141、142、乙3の1、21ないし25、36、37、39、47、丁2、原告矢野、被告宇留嶋）及び弁論の全趣旨によれば、原告らは、昭和50年以降、数十件もの損害賠償請求や住民監査請求の訴えを提起し、勝訴したものもあることが認められる。

このうち、原告矢野が暴行を受けた犯人であると主張する者に対して損害賠償を請求した事件の判決において、「仮にも公職にある者がこの曖昧な記憶に基づき、しかも司法警察職員による捜査（刑事訴訟法189条2項）がなされながら刑事訴追の手続きが執られていない被告を名指しで犯人であると断定している点において極めて特異であると言わねばならない。」と指摘されており、原告矢野が、証拠による裏付けがいささか弱いような事案であるにもかかわらず、訴えを提起したことがあったことがうかがわれるところではあるが（乙25）、裁判を受ける権利が憲法上保障されており、上記事件のうちには原告矢野が勝訴したものもあることから、摘示事実①の重要部分である、原告矢野が、さしたる法律的根拠もなく民事訴訟を提起する人物であるとの事実は認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

なお、被告会社らは摘示事実①については、被告会社らにおいて当該摘

示事実が真実であると信じるにつき相当な理由があった旨の主張はしていないので、その点の判断はしない。

キ 摘示事実③

被告会社らは、檜枝岐村が原告矢野に金員を払って和解したこと及び亡明代が自殺したことは事実であり、その余は単なる意見表明であると主張するにとどまる。

しかし、原告矢野が同村長の自殺の原因であるか否か、亡明代の自殺の原因にも関与しているか否かは、証拠等によってその存否を決することが可能な事項であり、摘示事実③は事実を摘示したものと見るのが相当である。

したがって、この点に関する被告会社らの主張は理由がない。

ク よって、被告会社は、本件記事1を掲載した本件雑誌の発行所として、被告何は、本件雑誌の編集兼発行人として、摘示事実④により原告朝木らの名誉を毀損し、摘示事実①ないし③により原告矢野の名誉を毀損したことにつき、損害賠償責任を負う。

(5) 本件記事2

ア 摘示事実③

摘示事実③は、前記1(2)アのとおり、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったとの事実を摘示するものである。

そして、被告会社ら（以下、被告宇留嶋を含む。）において、亡明代が本件窃盗被疑事件の犯人であったと信じるにつき相当の理由があったと認められることは、前記(4)アの説示のとおりである。

イ 摘示事実②

摘示事実②は、亡明代に万引き癖があったという事実を摘示するものであるので、前記(4)イと同様の理由により、被告会社らにおいて、亡明代に万引き癖があったと信じるにつき相当の理由があったとは認められない。

ウ 摘示事実⑤及び⑥

前記(4)ウのとおり、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与するという違法行為を犯したことが真実であるとは認めるに足りないが、被告会社らにおいて、同事実を真実と信じるにつき相当の理由があったと認められる。

なお、確かに、原告矢野が、本件窃盗被疑事件は創価学会の関係者による謀略であるとマスコミに対して積極的に発言し、原告矢野のその旨の発言が報道されていたものであり（甲9，乙19）、被告宇留嶋においても当然そのような事実を認識していたと認められ、この点が原告矢野がアリバイ工作に関与したことをうかがわせる事情となり得ることは否定できないが、その事情を併せ考えてもなお、被告会社らにおいて、摘示事実⑤及び⑥の主要部分である、原告矢野が亡明代の悪質なアリバイ工作を主導的に考え出したとの事実を真実と信じるにつき相当の理由があったとはいえない。

エ 摘示事実①

(ア) まず、原告矢野が、亡明代の自殺を偽って、他殺であるとけん伝していることが真実であるかを検討するに、前記(4)エのとおり、その重要部分であるところの、亡明代が自殺したということは真実であると認めるに足りないから、原告矢野が、亡明代の自殺を他殺と偽ったことについても、それが真実であると認めることはできない。

(イ) 次に、被告会社らにおいて、原告矢野が、亡明代の自殺を偽って、他殺であるとけん伝したと信じるにつき相当の理由があったかを検討する。

前記(4)ウ及びエのとおり、被告会社らにおいて、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与するという違法行為を犯し、さらに、アリバイ工作が虚偽であることが判明したため、亡明代がそれを苦に自殺したと信じるにつき相当の理由があったと認められること、原告矢野が、亡

明代は自殺ではなく、殺害されたとマスコミに対して積極的に発言し、その発言が報道され(乙7, 10の1), 被告宇留嶋においても当然その事実を認識していたと認められることを併せ考えると、被告会社らにおいて、原告矢野が、亡明代の自殺を偽って、他殺であるとけん伝したと信じるにつき相当の理由があったと認められる。

オ 摘示事実⑦

亡明代が、アリバイ工作を始め、原告矢野の思いどおりに動かされていたことが真実であるかを検討するに、前記(4)ウのとおり、原告矢野が亡明代の虚偽のアリバイ工作に関与するという違法行為を犯したことが真実であると認めるに足りないのであるから、上記事実は認めるに足りない。

なお、被告会社らは摘示事実⑦については、被告会社らにおいて当該摘示事実が真実であると信じるにつき相当な理由があった旨の主張はしていないので、その点の判断はしない。

カ 摘示事実④

摘示事実④は、原告矢野が、濫訴により人を攻撃する異常性格者であるとの印象を一般読者に与えるものであるところ、被告会社らは、この部分は、真実性又は真実相当性が認められるところの、本件窃盗被疑事件の発生から原告矢野による創価学会謀略説の主張に至る一連の事実を基礎事実とする論評である旨主張する。

確かに、原告矢野が異常性格者であるか否かは、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項とはいえないから、摘示事実④は、事実を基礎としてそれに対する意見ないし論評の表明を行ったものであると見るのが相当といえる。

しかし、前記(1)のとおり意見ないし論評の表明であっても、その内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱していれば、名誉毀損の成立は免れないところ、本件窃盗被疑事件の発生から原告矢野による

創価学会謀略説の主張に至るまでの一連の事実を、当該論評の前提事実と捉えた上で、そこから摘示事実④の意見を形成することが合理的といえるかどうかについては、仮に、同前提事実の重要部分が真実であることの証明があったか、又は、被告会社らにおいて、同事実が真実と信じるについて相当の理由があったと認められたとしても、そこには論理飛躍があり、合理性を欠くといわざるを得ないのであって、摘示事実④は、前記前提事実に基づく合理的な論評を超えて、原告矢野に対する人身攻撃に及んでおり、原告矢野の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものと判断される。

キ よって、被告会社は、本件記事2を掲載した本件雑誌の発行所として、被告何は、本件雑誌の編集兼発行人として、被告宇留嶋は、本件記事2の執筆者として、摘示事実②及び⑦により原告朝木らの名誉を毀損し、摘示事実④ないし⑥により原告矢野の名誉を毀損したことにつき、損害賠償責任を負う。

3 争点(3)について

(1) 本件記事1

原告らは、本件記事1には被告戸塚の発言が引用されているので、被告戸塚は当該箇所による名誉毀損につき不法行為責任を負うと主張するだけで、被告戸塚の責任原因について具体的な主張をしていないので、名誉毀損に基づく民事責任を負わせるだけの事実主張が満たされていない。

なお、被告戸塚は、亡後藤から取材を受けたことはなく、亡後藤に対し、原告らが指摘する箇所に記載されたような内容の発言をしたことはない旨主張するところ、本件全証拠を総合しても、被告戸塚が亡後藤と何らかのやり取りをした形跡は何らうかがわれない。

この点、亡後藤は被告宇留嶋の取材結果をもとに本件記事1を執筆したことがうかがわれるところではあるが、被告宇留嶋の取材に対する被告戸塚の

発言が、何ら違法ということとはできないことは後記(2)のとおりである。

よって、原告らの本件記事1に関する被告戸塚に対する請求は理由がない。

(2) 本件記事2

ア 被告戸塚が、被告宇留嶋の取材に応じて発言した内容は、前記2(3)ウ(イ)認定のとおりである。

そして、私人が報道機関の取材に応じて発言した場合であっても、その発言内容が現実の記事となるについては、その過程において、報道機関による独自の判断や裏付け取材の結果等による情報の取捨選択が行われ、相応の修正等が行われるものであるから、取材に応じて発言をした私人は、自らが提供する情報がそのまま記事になって報道されるとは考えないことも、十分あり得ることといえる。しかし、発言が多少の修正を加えられることがあっても、なお独立した情報として、その趣旨を損なわない形で報道されることもあるから、取材を受けた私人としては、その取材対象となっている問題についての世間一般ないしマスコミの関心度、その中で自己の有する情報の重要性、当該問題についての報道の状況、取材の際の記事にするか否かについての報道機関の説明等の諸事情に照らし、自己の提供する情報や言動が直接報道される可能性があることを認識できる場合は、結果としての報道内容について一概に予見し得なかったものということとはできない。

これを本件についてみると、本件窃盗被疑事件は現職の市議会議員を被疑者とするものであり、既に週刊誌等で繰り返し報道され（前記1(1)ア）、世間一般及びマスコミの関心も高かったこと、被告戸塚は、本件窃盗被疑事件の被害者であり、被告戸塚の有する情報は極めて重要であること、被告宇留嶋は取材に際し、被告戸塚に対して事実の確認を求めたが、その取材態度に偏った姿勢は見受けられなかったこと（乙1）、既に、被告戸塚の発言として、同人の発言と大筋において合致した内容が報道されていた

こと（甲9，21，乙15の1及び2，19）が認められるから，被告戸塚において，被告宇留嶋に対する発言がそのままの形又は類似した表現で記事に掲載されることは十分に予見できたものと認めるのが相当である。

そして，被告戸塚の発言は，本件記事2の②イ，及び③アないしウにおいて，その発言の趣旨を損なわない形で引用されたものであるから，本件記事2の上記各部分による名誉毀損との間には，相当因果関係があるものと認められる。

なお，前記2(3)ウ(イ)で認定した被告戸塚の被告宇留嶋に対する発言内容に照らせば，本件記事2②ア，③キ，ケ及び⑥エは，被告戸塚の発言がそのままの形又は類似した表現で掲載されたものとはいえず，被告戸塚も同人の発言がこのような形で掲載されたことは予見できたとはいえないことから，被告戸塚の発言と本件記事2の上記各部分による名誉毀損との間には相当因果関係があるとは認められない。

イ 被告宇留嶋の取材に対する被告戸塚の発言内容は，前記2(3)ウ(イ)のとおりであり，本件窃盗被疑事件の犯人は亡明代に間違いはないということ及びそのように考えた根拠について述べているものである。

そして，被告戸塚が本件窃盗被疑事件について認識していた内容は，前記2(3)で認定したとおりであるから，被告戸塚としては，被告宇留嶋に対して自らが認識していた事実をそのまま話したとも認められ，特段認識している事実を歪曲したり，誇張して話したことをうかがわせる証拠はない。

そして，被告戸塚が，本件窃盗被疑事件の犯人が亡明代であると認識したことについては，被告戸塚が亡明代の人相を知っていたという以外に証拠はない。しかし，被告戸塚の届出を端緒として捜査が進められ，他の目撃者からの事情聴取の結果等を含めて，東村山署において本件窃盗被疑事件は亡明代によるものと認めて，検察官に事件を送致したことに照らすと，

被告戸塚がこのような認識に至ったことについては、被告戸塚の勝手な思い込みや不注意といった過失があったとは認められない。

そうすると、本件窃盗被疑事件が現職の市議会議員であった亡明代による窃盗事件であると認識した被告戸塚が、自ら認識するところをありのままに正直に話した行為は、何ら違法ということとはできない。

(3) よって、原告らの被告戸塚に対する各請求は、いずれも理由がない。

4 争点(4)について

(1) 原告らは、被告東京都に対する請求の前提となる、千葉副署長の不法行為として、千葉副署長が、本件雑誌が発行された平成8年1月までに、本件各記事に引用された発言をしたことを主張しているにすぎず、この主張は、千葉副署長の不法行為の要件事実の特定という点でいささか問題があることは否めないところではあるが、前記2(3)ウ(ウ)で認定したとおり、千葉副署長は被告宇留嶋の取材には応じていないので、以下では、本件各広報が、千葉副署長の不法行為として、被告東京都に対する請求の根拠となり得るかを検討する。

(2) 千葉副署長の本件各広報の内容は、前記2(3)で認定したとおりであるが、本件各広報は、千葉副署長が、東村山署において本件各事件の捜査を指揮するとともに、警察の広報も担当する責任者として、慎重に署長の決済も得た上で、あらかじめ作成した広報案文に基づき公式に発言したものであること、本件各広報は新聞社各社の記者に求めに応じてなされたものであり、マスコミも報道を繰り返すなど、本件各事件が社会的関心を集めていたことに照らせば、千葉副署長は、自らの発言がそのままの趣旨で記事になることを認識していたと認められる。

そして、千葉副署長の発言は、本件記事1⑧ア、ク、本件記事2③エ、オ、⑤ウにおいて、ほぼそのままの趣旨で同一性を損なうことなく掲載されているから、千葉副署長の本件各広報と本件各記事の上記箇所による名誉毀損と

の間には相当因果関係が認められる。

一方、本件記事1⑧イないしカ、本件記事2①アないしウは、本件警察発表に基づくものと解され、本件警察発表を行ったのは、東村山署長であり、千葉副署長ではないので、千葉副署長の行為と上記部分の記事掲載による名誉毀損との間には相当因果関係が認められない。

また、本件記事1⑦イは、千葉副署長が原告矢野がアリバイ工作に関与した旨の発言をしたと認めるに足りる証拠はなく、そのようにとられかねない発言をしたと認めるに足りる証拠もないのであるから、本件各広報と同部分の掲載との間に相当因果関係が認められない。

(3) しかしながら、千葉副署長の本件各広報は、前記2(3)で認定したとおり、その時期の点も含めて、捜査結果を踏まえた結果であり、不必要又は不相当に原告らの名誉を毀損したとは認められないから、その職務を執行するについての注意義務に違反したとは認めることができず、千葉副署長の本件各広報が違法であるということとはできない。

(4) よって、千葉副署長の発言が違法であることを前提とする、原告らの被告東京都に対する請求はいずれも理由がない。

5 争点(5)について

本件雑誌は、公称発行部数3万部であること（争いが無い。）、日本全国の書店での店頭販売のみならず、直接購読という2種類の販売方法がされていること（被告宇留嶋）その他本件に現れた一切の事情をしんしゃくすると、慰謝料額としては、本件記事1による名誉毀損については、原告矢野に対し30万円、同朝木らに対してそれぞれ20万円を、本件記事2による名誉毀損については、原告矢野に対し30万円を、同朝木らに対しそれぞれ20万円を認めるのが相当である。

また、本件不法行為の態様等に照らせば、謝罪広告を掲載する必要までは認められないから、謝罪広告の掲載を求める各請求はいずれもこれを棄却する。

6 結論

以上によれば、原告らの請求は、主文第1項ないし第4項の限度で理由があるから、上記の限度でこれを認容し、原告らの被告会社、同何及び同宇留嶋に対するその余の各請求、並びに同戸塚及び同東京都に対する各請求はいずれも理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 大 門 匡

裁判官 柴 崎 哲 夫

裁判官 吉 田 千 絵 子